

# 中野区教育委員会会議録

令和7年第14回定例会

令和7年5月23日

中野区教育委員会

令和7年第14回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年5月23日(金)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時16分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事(子ども家庭支援担当) 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

4人

## ○議事日程

### 1 議決事件

- (1) 第27号議案 平和の森小学校校舎新築等工事請負契約に係る意見について
- (2) 第28号議案 令和小学校跡施設内装改修等工事請負契約に係る意見について
- (3) 第29号議案 中野区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- (4) 第30号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

### 2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室）

### 3 報告事項

#### (1) 教育長及び委員活動報告

- ①5月9日 かみさぎ幼稚園訪問
- ②5月9日 令和7年度関東地区都市教育長協議会
- ③5月16日 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会川越大会

#### (2) 事務局報告

- ①旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
- ②区立図書館指定管理者候補者の募集について（子ども・教育政策課）
- ③教育管理職の異動について（指導室）
- ④令和6年度 いじめの対応状況等について（指導室）
- ⑤令和7年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校について（指導室）
- ⑥中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について（学務課）

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 14 回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

### <議決事件>

田代教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目及び 2 番目は、関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

議決事件の 1 番目、第 27 号議案「平和の森小学校校舎新築等工事請負契約に係る意見について」及び議決事件の 2 番目、第 28 号議案「令和小学校跡施設内装改修等工事請負契約に係る意見について」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 27 号議案及び第 28 号議案を一括して補足説明させていただきます。

提案理由でございますが、これら 2 件の契約につきましては、それぞれ、予定価格が 1 億 8,000 万円以上であり、議会の議決を経るべき案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、意見を申し出るものでございます。

意見の内容につきましては、同意するというものでございます。

第 27 号議案「平和の森小学校校舎新築等工事請負契約」につきましては、契約金額 71 億 2,830 万 3,000 円でございます。契約の相手方は米持・明成・協永建設共同企業体でございます。

第 28 号議案「令和小学校跡施設内装改修等工事請負契約」につきましては、契約金額 7 億 3,702 万 2,600 円でございます。契約の相手方は協永建設株式会社でございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。今話題になっていることではありますけれども、少し前と比べて、本当に驚くほど金額が上がっておりますけれども、昨今の様々な事情により、こういったことも致し方がないのかなと理解しております。子どもたちが長く使えるように、ぜひ、よりよいものをおつくりいただけたらと思います。

以上です。

岡本委員

令和小学校跡施設内装改修等工事なのですが、これは具体的にどんな内容の工事をされるのか教えてください。

子ども教育施設課長

こちらの令和小学校跡施設の改修工事の内容につきましては、現在は小学校の仕様の学校になりますが、この後、第七中学校の生徒が使うこととなります。このため、小学校仕様から中学校仕様に、手洗いの高さであるとか、例えばバスケットボールのゴールの高さ、こちらを高くするであるとか、そういった必ずやらなければいけない改修工事とともに、教室の床改修であるとか、廊下のシートの張り替え、また、部活動を想定したテニスコートの新設、そういった改修工事を含んでおります。

田代教育長

ほかに、質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第27号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第28号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の3番目、第29号議案「中野区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第29号議案について補足説明をいたします。

本件は、刑法の改正において、懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴いまして、規則第4条欠格条項について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるため、本規則の改正を行うものでございます。

また、併せて必要な文言修正も行ってございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第29号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の4番目、第30号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第30号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について、ご説明をさせていただきます。

提案理由としましては、区議会第1回定例会にて議決されました「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」の公布に伴い、関連する規則の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、資料の3枚目の新旧対照表をごらんください。改正する主な規則及び内

容としましては、第 29 条第 3 項第 1 号内における「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページをごらんください。施行期日は令和 7 年 6 月 1 日でございます。なお、当該規則の一部改正に当たりまして、特別区人事委員会の承認を必要としますが、令和 7 年 5 月 21 日に承認を得ております。本日の議決をいただいた後、公布となります。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 30 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田代教育長

次に、協議事項に入ります。

協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、ご説明をさせていただきます。

指示する内容でございますが、資料の(1)、(2)の条例の一部改正手続につきまして、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

改正する内容は 2 のとおりでございますが、現時点での見込みとなっており、区長部局と連動して行います。(1)中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、及び(2)中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきまして、仕事と育児の両立支援のため、妊娠及び出産等についての申出をした職員に対する支援制度の周知及び請求等に係る意向確認等について、新設をいたします。全て令和 7 年 10 月 1 日の施行日となっております。

指示する理由でございますが、上記条例の改定の手続に当たりまして、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し、議決を経る必要がございます。本件におきましては、現時点で職員団体交渉妥結前であり、妥結後は速やかに区議会への議案の提出依頼を行わなくてはなりません。教育委員会の開催予定がないため、本件事務処理につきまして、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する予定がございます。

今後の予定でございますが、本日5月23日の協議を経まして、6月の第2回区議会定例会へ議案提出いたします。そして、6月13日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告をさせていただく予定であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

田代教育長

ただいまの説明につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。現時点での見込みとなっているのは、妥結前ということで、職員団体交渉妥結後に、こういったことがあることを予定しておられるので、見込みとなっていると理解しておりますけれども、それでよろしいかというのが1点。

もう一つ、もしお差し支えない範囲で、簡潔で結構ですので、内容について補足いただけることがあったらと思いました。

以上でございます。

指導室長

1点目のご質問でございますが、委員ご指摘のとおりでございます。こちら5月26日の月曜日に妥結される見込みでございます。

それから、こちらの内容でございますが、大きく二つございまして、出生時の両立支援制度等の情報提供、個別の意向確認ということで、育児時間勤務ですとか部分休業、それから深夜及び超過勤務の制限等の支援が受けられるということと、それから3歳に満たないお子さんを養育する職員に対する育児に関する支援制度ということで、こちらと同じく育児時間勤務とか部分休業、深夜及び超過勤務の制限等の支援が受けられるということ、きちっと管理職等から説明をして、その方の意向を確認するということが、制度として決まったものでございます。

平本委員

ご説明ありがとうございました。この点については、育児・介護休業法の改正に伴って、既に企業等では就業規則の改正等で対応していただいている部分かと思いますので、我々のほうでもこのような形で、条例改正で合わせていくというのはいいことだと思っております。よろしくお願いいたします。

高野委員

1点、質問をお願いいたします。こちらの議案ですが、中野区の幼稚園及び小・中学校教職員となっておりますけれども、それ以外の区内の職員にも一律に同じものが適用されて、教育関係である職員に対してだけは、教育委員会の議案として提出されたという考えでよろしいでしょうか。

指導室長

委員ご指摘のとおりでございます。

田代教育長

ほかに、質問やご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」に関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

5月9日、かみさぎ幼稚園訪問、参加者は岡本委員、高野委員、平本委員でございます。

また同日、令和7年度関東地区都市教育長協議会、参加者は田代教育長でございます。

続いて5月16日、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会川越大会、参加者は田代教育長でございます。

以上でございます。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

高野委員

今年度より武蔵台小学校の学校医を務めておりまして、5月8日及び15日に、今年度の

学校医の内科健診を行っております。内科だけでなく運動器に関しても診察を行い、何名か引っかけました。やはり近年言われているしゃがみ込みのできないお子さんが何人かいらしたのが、ちょっと気になるところでした。

以上です。

平本委員

私は、かみさぎ幼稚園を訪問させていただきましたので、少し補足でご説明させていただきます。

園の教育目標をしっかりと意識した取組がなされておりまして、生き物や自然との関わりを通じて、命を大切にす、心を育む活動の推進というのが、より一層感じられました。

支援員などの配置人数についても質問させていただいたのですが、現時点で大きく不足を感じているということはなく、保護者の安心感も得られているというご説明でしたので、私たちのほうも安心いたしました。先生方が大変きめ細やかな週案というのを作成して、毎日の活動を充実した内容にしてくださっているということを大変ありがたく感じました。

また、各先生方の負担が重くならないようにする日常の工夫も併せてなされているということでしたので、よりよい方策のために、現場の先生方の生のお声をお聞きするような機会も、併せてつくっていただけるとよいのではないかと思います。

以上です。

岡本委員

私も、かみさぎ幼稚園を訪問いたしました。園長先生から「子どもたちのやりたい気持ちを大切にしています」というお話があって、すてきだなと思うと同時に、やはり幼小の連携の難しさも同時に感じました。小学校になるとどうしても、やらなければいけないことが先に立ってしまうのではないかなど。これは次期学習指導要領改訂論議に期待したいのですが、できるだけ小学校の低学年では、子どもたちのやりたい気持ちを大切にすような教育活動ができればなと思いました。

現状、なかなか難しいところがあるので、園長先生に「どんなことを小学校との接続で気にされていますか」と質問したら、「年長さんの後半になると小学校見学もありますし、1日の流れを意識して過ごすことを大切にしています」というお話がありました。

あと、3歳児のクラスのお弁当の時間に、5歳児のお兄さん、お姉さんたちがヘルプで来たのですが、こうやって後ろ手に手を組んでゆっくり歩きながら見守っているの

す。すごく頼もしいなと思いました。でも、また接続の話なのですけれども、この子たちも小1になると、「かわいい1年生です」みたいな扱われ方をしますよね。小学校1年生なりのリーダーシップも大切にしてほしいなと思いました。

さっき平本委員が週案のことをおっしゃって、本当に丁寧で、子どもたちのことを考えてくださるというのがわかるのですが、なかなか幼稚園の先生方はお忙しいということで、勤務時間中にできないこともあるというお話もちよっとありました。小・中の先生方の働き方改革はこの間、議論に挙がっていましたが、幼稚園の先生の働き方は話になったことがないなと思いました。難しいのかもしれないのですが、今後ぜひ考えていかなければいけないと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかに、各委員から補足や活動報告がございましたら、よろしいですか。

それでは、最後に私のほうから報告させていただきます。

5月9日に、関東地区都市教育長協議会が行われました。去年は新潟県の長岡市で行われ、今年度は東京都北区の北とぴあで開催されました。

行政説明は、スポーツ庁から部活動の地域展開について説明がありました。やはり課題としては、平日の4時から6時の時間に、部活動指導をしていただける地域の方の人材確保が、どの地域も難しく、一向に進んでいないという説明がありました。せめて土曜日、日曜日の指導だけでも学校から切り離して、教員の負担軽減につなげてほしいという説明がありました。

続きまして、翌週の5月16日には、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が行われました。この大会も去年は長崎県で開催され、今年度は埼玉県川越市で行われました。

分科会形式で協議も行われ、私が参加した分科会では、学校の統合が大きな問題となっていました。文部科学省が示している学級数の標準学級数は、小・中学校ともに12学級から18学級で、これより学級数が下回ってしまうと、クラス替えができないとか、話し合い活動をしていても多様な意見が出づらいついとか、人間関係も広がらないなど、いろいろな課題も出てくるということでした。現在、全国では、この12学級以下の小・中学校は約50%近くあるという説明がありました。各地区で統合をどのように進めていくかということが、大きな課題となっているということでした。実際に統合を進めてきた地区での取組の発表もあ

りました。とても参考になりました。

その他、発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」、報告差し上げます。

旅館業法第3条第4項の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対する、従前の例による教育委員会の意見の申出の状況につきまして、下記のとおり報告するものでございます。

1、保健所長から求められた意見につきましては、中野区立学校の概ね100メートル区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たり、当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについてでございます。

2、教育委員会の意見の申出についてでございます。保健所長から教育委員会への意見の求めを受け、当該学校長の意見を聴取し、従前の例により、以下のとおり教育委員会の意見を申し出ました。

(1)回答期間、令和7年1月から3月の案件でございます。

(2)回答件数、簡易宿所営業0件、旅館・ホテル営業1件でございます。

(3)申請地及び学校との距離等につきましては、別紙をごらんいただければと思います。申請地は中野区南台5丁目でございます。名称は「旅家・南台」、客室、学校との距離につきましては、ごらんのとおりでございます。

続いて、(4)教育委員会の意見でございます。

①当該学校施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該施設の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立についての配慮を求めるものでございます。

②地域の良好な生活環境を保つため、宿泊者の迷惑行為又は迷惑行為が生じるおそれがある場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該施設の管理者への指導を要望するものでございます。

③当該施設の管理者に当たっては、定期的に現地を巡回し宿泊者の把握に努め、利用のルールを徹底し、責任をもって管理されることを要請するものでございます。

報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。反対意見では全然ないのですけれども、この件は1室9名となっていて、1室の中にいろいろなお部屋があるのかもしれないのですが、やや想像がしにくい面がございまして、その点何か申し送りといいますか、申し添えていただいて、内容や業者について慎重にご判断いただけるように、お考えいただけるとよいなと思いました。

以上でございます。

平本委員

私も伊藤委員と同じ点が非常に気になりまして、1室9名で、あと距離も86メートルなので、もし最大人数9名泊まれるような1室だとすると、結構騒音が問題になり得るのかなと少し気になりましたので、今までの事案よりも少し注意していただきたいということを、申し添えていただきたいなと思っております。

また、別の解釈も、もしかしたらあり得るかもしれませんので、半分ずつ使うというような想定もあるかと思いますので、その点も調べていただければなと思います。

以上です。

子ども・教育政策課長

こちら1室9名となっておりますが、1棟の建物の中に複数のお部屋があつて、それぞれは2名、あるいは3名というような形になっておりますので、外観等につきましても、清純な形の外観を保った、一軒家のような形ということは確認しております。

また、委員からご意見いただいたものについては、保健所に申し述べたいと思います。ありがとうございます。

田代教育長

ほかに、質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「区立図書館指定管理者候補者の募集について」の報告をお願い

いたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「区立図書館指定管理者候補者の募集について」、ご報告申し上げます。

中野区立図書館につきましては、令和8年3月末をもちまして、指定管理期間が満了となります。令和8年度からの指定管理者を選定するため、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づきまして、以下のとおり候補者を公募するものでございます。

1、指定管理者を募集する施設につきましては、ごらんの10館になってございます。

2、指定管理期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しております。

3、選定方式。企画提案公募型事業者選定方式によるものでございます。

4、今後のスケジュール。令和7年6月に候補者の公募を始めていきます。9月には候補者を選定し、議会の議決等を得まして、8年4月から指定管理者による業務を開始する予定でございます。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。図書館の在り方は、区民の皆さん及び子どもたちに、とても影響があると思いますので、ぜひ様々な観点から、丁寧に選定を行っていただけるとよいと思います。よろしくお願いいたします。

田代教育長

ほかに、質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「教育管理職の異動について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「教育管理職の異動について」、ご報告させていただきます。

資料をごらんください。本件は令和7年4月18日付、本委員会にてご議決いただきまして、その後5月1日付をもって異動が決定をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。異動者の学校名及び氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「令和6年度いじめの対応状況等について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「令和6年度いじめの対応状況等について」、ご報告をいたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

I、いじめの定義につきましては、記載のとおりでございます。

II、令和6年度いじめの対応状況等についての1、いじめの把握でございますが、(1)にありますとおり、アンケート調査を児童・生徒及び保護者を対象に実施をして把握をするとともに、(2)の教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより、随時把握するようにしてございます。

続きまして、2、調査結果と分析（5年間の調査結果の比較）の(1)いじめの発生状況でございますが、認知件数は小学校では1,733件、中学校では226件となっており、昨年度と比較しまして、小学校では410件、中学校では82件増加しておりますが、こちらは令和6年度から月ごとに集計・報告するよう改善を図ったため、認知件数が大幅に増加したと考えてございます。

解決・解消の状況でございますが、小学校では1,188件、中学校では119件となっております。

対応継続中というケースは、小学校では545件、中学校では107件となっており、昨年度と比較しますと増加はしておりますが、解決率や解消率は昨年度と同様の傾向となっております。多くは簡単に解決・解消していると判断せず、指導や見守りを続けていることが理由となっております。現場の先生方も継続して注意深く見守ってくださっており、継続的に深刻ないじめが続いているという状況ではございません。

続いて2ページをごらんください。

(2)各期間における新規のいじめの認知割合を、表とグラフにてお示しをさせていただきました。ごらんいただいでわかるように、第1回目、4月から6月までの期間の認知の割合

が、非常に高くなってございます。いじめの対応には、4月、5月の指導や未然防止の取組、早期発見・早期対応が効果的であると考えてございます。今後も校内での連携を強化し、児童・生徒にとって、学校や学級を安心して落ち着ける場所にするということを行ってまいりたいと思っております。

続いて3ページをごらんください。

(3)いじめの態様でございますが、小学校、中学校ともに、「悪口」、そして「軽い暴力」と続いており、過去4年間、同様の傾向を示しております。今年度、小学校のいじめの態様に占める「SNSによる誹謗・中傷」の割合でございますが、この5年間で大きな変化はございませんが、件数につきましては増加をしております、28件となっております。SNS等を用いたいじめにつきましては、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質があるため、学校が認知し切れていない可能性もございますので、家庭と連携し、今後も注視してまいります。

続いて4ページをごらんください。

(4)いじめ発見のきっかけでございますが、小学校のいじめ発見のきっかけにつきましては、学校の教職員が発見した件数が1,204件と、昨年度比で増加しておりますが、割合では約69%となっており、前年度比で言いますと17ポイント減少しております。こちらは区費スクールカウンセラーや心の教室相談員、エデュケーションアシスタントの追加配置を行っております、相談しやすい体制が整ったため、児童や保護者等から教職員以外への相談が増え、発見する割合が増加しているものと考えてございます。

続いて、Ⅲ、いじめの対応として今後も継続して行う取組につきましては、お読み取りください。

Ⅳ、令和7年度における取組の重点、大きく五つの視点から整理してございます。

まず、1の「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底でございますが、全教職員が組織的にいじめ対応を行ってまいります。

2のいじめ防止につながる発達支持的生徒指導でございますが、(1)コミュニケーションに関わる学習を充実させるとともに、(2)子どもの意見を反映させた教育活動を推進したり、(3)学校生活への意識調査を実施したりしまして、子どもが自主的・主体的に自らを発達・成長させていく過程を、学校や教職員が支えてまいります。

3のいじめの未然防止といたしまして、(1)児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定するとともに、(2)担任と児童・生徒・保護者との信頼関係をつくり、(3)保護者

への普及・啓発も積極的に行ってまいります。

4のいじめの早期発見・早期対応でございますが、教職員間の連携を強化するとともに、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会等との連携を強化してまいります。

最後に、5のいじめ重大事態の発生を防ぐための取組でございますが、(1)「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応を徹底していくとともに、(2)児童・生徒への適切な指導・支援や、(3)保護者と連携することで、重大事態の未然防止、早期解決に努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。また詳細な資料をわかりやすくおつくりいただきまして、心より感謝申し上げます。

いじめというのは、大変重要な事柄だと思っております。それで、月ごとに調査をするようにしたということで、特に小学校の場合、先生以外の形での発見が増えたということですので、先ほどのご説明にもあったように、割合は減っているけれども、先生方が発見した数そのものは恐らくは同じか増えていて、その一方で、先生以外の発見ルートのものが極めてたくさん増えたと理解しておりますけれども、それでよろしいかということと、そのことを丁寧に分析する必要があるのではないかなと思っております。スクールカウンセラー等々の配置によって相談しやすい体制になったり、毎月なので申出をしやすいということがあったかと思っておりますので、それはとてもよいことだなと思っております。

また、その中で潜在的に、もっと違う要因も含まれているのかもしれないので、ぜひ現場の先生方に、少しその背景あるいは実態について、お聞きいただけるとよいと思われました。要するに、教職員以外の方からの発見ということが、こういった実態にあるのかということをもう少し詳細におわかりだとよいと思っておりますし、現時点でもおわかりのことがあれば、教えていただければと思われました。

もう1点ありますけれども、とりあえずここで終わりにしたいと思っております。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。

4ページでございます、(4)いじめ発見のきっかけの件数でございます、左側が「学校

の教職員が発見」ということで、前年度比でおよそ 100 件、小学校は増加していて、中学校では 40 件、50 件ぐらい増加している。それに比べまして、やはり「学校の教職員以外からの情報により発見」ということで、特に小学校のほうは前年度比でかなり増えている。

ここにつきましては、冒頭に説明させていただいたように、スクールカウンセラーですとか心の教室相談員、それからエデュケーションアシスタントが、特に低学年、1年生から3年生までに各学年1名ずつ配置できているところで、そこが、相談を本人から受ける、保護者から受けるということが、割合として非常に増えてきているところがございます。

やはりそういったところをもう少し、先生方の意見なども踏まえて、どんな体制でそういった報告が受けられているのか等は、ヒアリングによってもう少し分析をして、さらによい取組をしている学校の事例などを他校にも展開することで、もっともっと生徒さんが相談しやすい体制というのをつくっていきたいと考えてございます。

伊藤委員

ありがとうございます。相談しやすい体制は非常に重要で、ぜひこれからも充実させていく方向で、お願いできればと思っております。

その一方で、体制ができるとすぐに相談が増えるというのは、潜在的にたくさんのニーズがあるということかなと思ひまして、これはいじめという話題ではございますけれども、潜在的な、保護者の方でしたら子育てに関する様々なご不安ですとか、子どもたちにおいても、もしかしたら友達関係の不安ですとか、あるいは大人とのコミュニケーション、いじめを糸口に大人とのコミュニケーションの不足をそこで補う潜在的なニーズがあるとか、様々なことが考えられると思います。とても件数が多いので、特に小学校については発達段階も踏まえて、どういった状況なのか、ぜひ明確にさせていただくとともに、予防というところに重点を置いた取組を、これからも進めていただきたいと思います。保護者からのご不安が、例えば低学年で高いということであれば、低学年の保護者の方に向けた様々な取組も必要かもしれませんし、もう少し細かな情報があると、次の有効な手立てに結びつくのではないかなと思ひました。

それとも関連するのですが、「軽い暴力」などの内容が小学校で4年間変わらないと、先ほどもお話あったと思うのですけれども、そういったことにつきましては、もともとの子どもたちのコミュニケーションの問題ということも課題であるということに記載していただきましたけれども、ずっとそれが続いているということ踏まえまして、そのコミュニケーションに関する様々な取組が有効なものになっているかどうかということも、そろそ

ろ考えないといけないのではないかなと思っております。未然防止ということに世の中全体としても今、関心が高まっていると思いますし、例えば一つの方法として、社会情緒的な面での教育というようなSEL (Social Emotional Learning) なども、相当現実的なこととして言われるようになっておりますので、それを中野区としてどう取り組んでいくのか、具体的にもう少し考える必要があるのではないかなと感じました。

その根拠としまして、いろいろあるのですが、この間、他国のいじめ防止の取組などについていろいろと検討する機会があったのですが、一つ、いじめについての知識、こういうことがいじめになるのですよとか、あるいは保護者の方も含めた、いじめやそれをどう解決していったらいいかということについてのガイダンスといいますか、情報提供、あるいは研修というのが、とても有効だということも随分見られましたので、保護者の方、子どもたち自身へのいじめについてやその解決、未然防止についての教育あるいは研修を、もちろん道徳の教科書にも記載されていますけれども、さらに充実させていくということも、お考えいただくとよいのかなと考えました。

以上です。

指導室長

1点目の相談対応につきましては、現在スクールカウンセラー等が相談を受けたものに関しましては、その内容について分類をして、件数等把握をしてございます。そちらのほうをさらに分析を進めまして、有効な手立てを打てるように、検討を進めていきたいと考えてございます。

また、2点目の生徒のコミュニケーション等の課題に関しましては、こちらで書かせていただいているとおり、協働的な学びと、子どもたちが話し合いながら合意形成を図る場面ですとか自己決定をする場面というのを、こういったものを各教科の中でもしっかりとそういう場面をつくって行って、学習を学びながらも、子どもたちが協働的に、みんなで何か考え合うとかするような場面を、さらに取り入れられるような授業改善に努めていきたいと考えてございます。

3点目の保護者への周知ということで、こちらは例年、今年度も行いますが、いじめのフォーラムということで、先生方ですとか、そこに保護者も参加していただいて、いじめについて考えていただく機会を設けていく予定でございまして、今いただいたご意見等を参考にしながら、今年度のテーマ設定もまた改めて考えていきたいと思っております。

岡本委員

伊藤委員のご発言につなげてなのですが、私は5ページの3、いじめの未然防止の(2)担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり、ここがまず前提にある必要があると思いました。信頼関係があつてこそその協働的な学び、コミュニケーションの学びだと思えます。信頼関係のないところで「さあ、話し合ってください」と言われても、そこに既に子どもたちの中で関係性ができてしまっていれば、むしろ悪化しかねないとする私は思います。

まず年度初めに教室が子どもたちにとって安心できる場となるかどうか、ここが本当に鍵になってくると思います。ただ、その際、目的が、協働的な学びを成立させるために学級を安心できる場にするとなつてしまいがちなという気もして、目的は、学級を安心できる場にする。副次的に、協働的な学びが成立する、いじめの未然防止につながる、こういう考え方が大事なのではないかなと思いました。

あと、保護者の話もありましたが、私も保護者への普及・啓発はとても大事で、そしてとても難しいと思っています。いじめ防止基本方針などを周知して、頭では理解できても、我が子のことになると、やはりそれとは別の回路が働いてしまうのではないかと思うのです。子ども同士のトラブルが、保護者の介入によって大きないじめに発展してしまうというケースも、全国で散見されています。

ですので、具体的に「こういうところでは、いじめとしてちゃんとこう関わりますよ」「ここはちょっと関われませんよ」みたいなことが、学校任せではなくて行政としてなのですが、もしも出せるのであれば、出せたほうが保護者も安心できる場所があるのかなと思いました。

保護者が自分でいろいろ調べて、学校に「こうしてほしい」と言ってくる時代ですから、学校が何も発信せず守りに入っているだけでは保護者との関係性を築けません。学校としても、ちゃんと「こういう方針ですよ」ということは打ち出せたほうがいいのかと思いました。

以上です。

指導室長

まず、学級を安心・安全の場となるようにするというところは、本当に基本的なところだと思います。子どもたちが自由で、安心できる雰囲気確保するためには、やはり教員一人ひとりが、お子さん一人ひとりの様子をよく観察をして、それぞれの特性を理解するとともに、やはりお子さんの気持ちに寄り添って、信頼関係を築くことが最も大切だと考えてございます。

その上で、子ども同士が違いを認め合ったり、失敗したりしても責めたりしない。そういったことを理解できるように指導していくところをまず前提として、学級づくりを進めていくように、教育委員会としても啓発を図っていききたいと考えてございます。

また、保護者の方への周知というのも、これまでも様々行っている部分もございませけれども、やはり保護者同士でいじめの解決を促していけるような取組というのも、教育委員会や学校のほうからメッセージを伝えられるように、今後工夫をしていきたいと考えてございます。

高野委員

意見というか質問なのですが、1 ページ目の調査結果と分析のところなのですが、令和6年度は認知件数も増えていまして、調査期間も毎月ということで増えたということなのですが、対応を継続中の件数もかなり増えていまして、これを計算してみると、令和5年度までは「認知件数－解決件数」なのですが、令和6年度だけ「認知件数－解消件数」となっているのですが、これは何か、継続中のものを変えた理由とかがあるのでしょうか。

指導室長

こちら令和6年度から「解消件数」ということで、こちら「解消」のほうが、3か月しっかり見守って、そのお子さんが安心して過ごせるというような状況になっているほうが、より重要な状況だろうということで、こちらのほうを指標にしたというようなところで、こういった計算式に変えているところでございます。

平本委員

まず、大変詳しい調査結果をわかりやすい資料にいつもまとめていただきまして、ありがとうございます。経過もよくわかりました。こうした調査結果を踏まえて、より実効性のある取組にしていくことが重要だと思っておりますので、その観点から、別の角度からの意見も述べさせていただきたいなと思っております。

まず3 ページで、いじめの態様のところで、私は調査結果の「ひどい暴力」というのがやはり小学校ではずっと6件前後で推移してしまっているという点は、少し気になりました。明らかに犯罪行為に該当するようないじめ事案については、速やかに警察へ相談したり通報したりすることが、原則的な対応だと理解はしておりますので、学校としても毅然とした姿勢をとりますよという点についても、しっかり発信していただくことが、未然防止にもなると思っております。

文部科学省の通達でも、犯罪行為に該当するいじめの対応というのはどういうものなのかという具体例も示されていますので、授業や研修などで、そういったことを活用していただくこともよいのではないかなと思っております。身近な例で言いますと、SNSでの悪口の書き込みなども、名誉棄損などに当たり得るのだということも、子どもたちには早い段階で正しく理解してもらうことも大変重要だと思っています。

実際、中野区では、「ひどい暴力」に該当するような事案について、警察とどう連携しているのかまでは私もわからないのですが、もちろん関係当事者の意向等も踏まえて、連携は個別事案ごとに判断しているものと理解はしているのですが、やはり「ひどい暴力」が暴行や傷害に当たり得るといふことの認識も、学校と、また保護者にもきちっと共有していただきたいなと思っております。

また併せて、保護者との連携については、既にほかの委員の方からもご意見いただいておりますが、いじめの被害者だけではなくて、加害者になる可能性があるということについても、より関心を高めていただけるような発信をぜひお願いしたいなと思っております。第一に、もちろん被害者の支援ではありますが、未然防止の観点から申し上げますと、潜在的な加害者リスクへの関係者の理解と、そういうものを早期に発覚、察知した場合の、周囲の必要に応じた支援というの求められますし、特に私も保護者の視点で言うと、日常の子どもとの会話で「それは相手が傷つくのではないのかな？」とか「そういうことはいじめにつながる可能性があるのではないのかな」のようなコミュニケーションを、家でもとれることというのが重要ななと思っておりますので、そういった観点で保護者にも早い段階で、被害者と加害者、両面の認識共有というのをぜひ工夫していただきたいなと思っております。

また、調査結果からも、4月、5月の取組が重要になるというところは共通認識として持っていておりますので、先ほどの岡本委員のご意見にもありましたとおり、安心できる環境づくりに加えて、教育研修の充実化という意味でも、できるだけ早いタイミングで研修なども取り入れていただいて、早い段階で安定した環境と認識共有というのを進めていただけるような、実効性のある取組をぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

指導室長

まず、3ページにございますいじめの態様の中で、「ひどい暴力」ということで件数を挙げさせていただいております。特に6件ということで3年間続いておりますが、こちらの

内容につきましては、ただ、たたきだけではなくて、複数回繰り返し殴るとか、そういった暴力の程度が強い事案などを計上している状況でございます。例えば背中に乗って馬乗りで殴るみたいな態様も含まれてございます。こういったケースで、警察に相談したケースとして、中学校の1件は警察にも相談して、連携を図って取り組んでいるところでございます。

また、生活指導主任会に警察の方に来ていただいて、日頃情報共有できるような連携体制も整えております。

先ほどお話しいただきました、警察と連携すべきケースということで、事例が19ぐらい示されているところでございますので、そういったところを教員研修や生活指導主任の連絡会等で、改めて周知をしてみたいと考えてございます。

また保護者への普及・啓発ということで、教育委員会や学校からの発信によって、ご家庭でいじめについてお子さんと考えていただくような機会がつかれるように、工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤委員

手短に2点だけです。一つは保護者の方、もうされているとは思いますが、例えば学年初めの保護者会は人数も多いのかなと思いますので、また時期的にも妥当かなと思いますので、各クラスの学級懇談会等でも、各担任の先生からご確認をいただくですとか、そういった各ご家庭に確実に様々なことが伝わり、また、先生との信頼関係も高まるような、そういった事柄をぜひ進めていただければと思いました。

もう1点はアンケートなのですが、毎月いじめのアンケートがある。ほかにもアンケートをされていると思うのですが、やはりその内容ですとか、繰り返しによるメリットもあればデメリットもあるはずなので、そういった中身についても、多方面から検証していたらと思いました。

以上でございます。

指導室長

まず、保護者への周知でございますが、例年必ず4月の保護者会等で、「学校いじめ防止基本方針」については周知を図るようにはございますが、さらにその方針だけではなくて、少し突っ込んだ内容で、保護者の方にもお伝えできるような工夫は各学校で行えるように、教育委員会からも啓発を図っていきたく思っております。

またアンケートにつきましては、継続して傾向を図っていくということを、今現在はし

ておりますけれども、やはり子どもたちの状況を見ながら、質問項目についても、いま一度見直してみまして、必要であれば改善を図っていきたいと思っております。

岡本委員

私もアンケートでお伺いしたいと思っていたので、5ページの、学校生活への意識調査の実施で、「学校生活のアンケート」とありますが、これが今おっしゃっていたアンケートで間違いないでしょうか。

指導室長

委員ご認識のとおりでございます。

岡本委員

ありがとうございます。ここに「日々の指導が魅力ある学校づくりにつながっているか点検・評価し、改善する。」とあるのですが、この「日々の指導」というのは、教職員の方々の子どもたちへの関わりということで、それが魅力ある学校づくりにつながっているかということは、子どもたちが先生たちに対して、「ちょっともやもやしたことがあれば吸い上げますよ」ということが書いてあるという意味だと理解してよいのでしょうか。

指導室長

直接その先生に対して評価をという形ではないのですけれども、学校生活全般を通して満足しているか、困っていることがないか、そういうようなことを聞く設問になってございます。

田代教育長

ほかに、ご質問やご発言がございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の5番目「令和7年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』研究指定校等について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「令和7年度中野区教育委員会『学校教育向上事業』研究指定校等について」、ご報告をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、1の中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校（令和6・7年度）について、でございますが、表に記載の3校が中野区の教育課題について、2年間積極的に実践、研究課題に取り組み、記載の日時に成果の発表を行う予定でございます。より多くの先生方に学校に来ていただき、研究の成果を広く、区内外に発信した

いと考えてございます。

続きまして、2の東京都教育委員会研究指定校等についてでございますが、東京都教育委員会が今年度指定をしている研究指定校の一覧でございます。緑野小学校は2年間の研究の2年目となりまして、令和8年2月に人権に関する研究の成果を発表することを予定してございます。

3の各幼稚園・小・中学校の研究主題についてでございますが、研究指定校以外の学校においても、各学校の実態に応じて研究主題を設定し、全校が研究活動に邁進してまいります。

ご報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。各幼稚園・小・中学校の研究主題を拝見いたしますと、その学校での先生方が普段お感じになっている課題ですとか、こういうことをしていくことがよりよい状況になるだろうという思いが伝わってきて、タイトルを見るだけでも大変参考になるなと思いました。

こういった研究というのは、日本の中では比較的、研究の手法ですとか、まとめ方ですとか、そういったことを学んでいない世代の先生もまだまだおられると思いますので、いろいろな思いが出てくるのかなとは思いますが、以前も申し上げましたように、何か共通の理念ですとか、考えに基づいて取り組んでいくということは、学校の中の協働性を大変高め、同僚性も高まっていくと言われていきますので、ぜひ先生方にとって、よい体験にもなるように、もちろん子どもたちにとってよい体験になり、先生方にとってもよい体験になるようにしていただければと思います。

以上です。

指導室長

教育委員会からも指導主事が各学校に研究の取組を視察に行きまして、必要な支援ですとか、指導・助言等を今年度も行ってまいりたいと考えてございます。

また、それぞれ、全ての学校でこういった研究に取り組んでおりますので、先生方同士もお互いに研究の取組を見合えるように、今年度からしていきたいと思っております。その中で工夫した取組なども情報交換をして、よりよい研究に、お互いに高めていけるような、

そういう取組に進めていきたいと考えてございます。

高野委員

小学校動物飼育推進校、上鷺宮小学校とありますが、たしかモルモットを数年前からずっと継続して飼育しているかと思うのですけれども、これは指定になったのが今年度ということで、それ以前からそういう動物の飼育はやっていて、今年度からの指定ということでもよろしいでしょうか。

指導室長

上鷺宮小学校は以前からこの指定を受けておりまして、私の記憶する限りでは、3年ぐらい前から指定を受けて取り組んでいると記憶にございます。上鷺宮小学校は、これまでずっと自然と触れ合う、命を大切に作る、こういったところをテーマに教育活動をずっと進めてきた経緯というのもございますので、そういった学校の教育理念と合致した取組になっているかと考えております。

伊藤委員

また補足なのですが、研究につきましても今ICTということで、タブレットを子どもたちが全員持っていることもありますし、先生方も様々なデータを扱われていらっしゃるということでございますので、学校の状況も、また研究ということも、10年、20年前とはもう全く違うということ踏まえて、様々なサポートをしていただきたいと思います。

研究成果のまとめ方につきましても、今、とても幅広く様々なやり方、映像にするとか、本当に様々なされ方が、なされるようになっていきますので、以前の、20年とか30年とか前の研究というイメージでなく、より新しい、ここ5年、10年の間に大きく変わっていますので、そういったことも先生方に周知して、ぜひ楽しくご研究していただければと思います。

以上でございます。

指導室長

本当に簡単などころではペーパーレスということで、これまで紙の指導案で、こんな分厚い冊子をつくっていたのを全てデジタル化して、それをクラウドに入れて、どの先生でも見られるようにするとか、あとは授業を動画に撮って、それをクラウドに上げて、またほかの先生方も見られるようにする。そういったところで情報共有というのがスムーズに行われるようになってきておりますので、そういったところをさらに進めていくとともに、新たな研究のスタイルということも、ICTを取り入れて、そういった方法についても研

究してもらいたいなど考えてございます。

平本委員

先生方の研究の成果の内容は、保護者の皆さんも関心があるところかと思いますが、現状、保護者がもしこの研究成果をより詳しく知りたい場合に、どのような機会が提供されているのか教えてください。

指導室長

これまで、1にありますような、こういった研究指定校という形で、研究発表を大々的に行うところは保護者の方にもお越しいただいたり、あとは広くホームページ等で研究の内容を周知していたところでございますが、今年度につきましては全校が、例えば研究の取組を進めている授業を、保護者の方に公開をして見ていただくとか、また学校のホームページを通して、研究成果などを広く見ていただくような取組を進めていきたいと考えてございます。

伊藤委員

あと一つだけ。研究につきまして今申し上げましたけれども、やはり新しい研究の手法をいかにご負担なくしていただけるかなどについては、かなり高度な専門知識のある方に、例えば研究主任の方に集まっていただいておりますとか、あとは大学ですとか地域の人材ですとか、そういったところで新しい知識を得るですとか、サポートを得るですとか、様々考えられると思いますので、ぜひ研究主任の方への研修なども、今年度以降になるかと思うのですが、お考えいただけたらと思いました。

以上です。

指導室長

毎年、研究主任の研修会を、我々のほうで設けさせていただいておりますので、そういったところでICTを活用した研究方法についても、大学の先生等から学ぶ機会を設けていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに、ご質問やご発言がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の6番目「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について」の報告をお願いいたします。

学務課長

「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について」、報告いたします。

中野区軽井沢少年自然の家については、令和8年3月末をもって指定管理期間が満了となります。令和8年度からの指定管理者を選定するため、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、候補者を公募いたします。

指定管理者を募集する施設は、中野区軽井沢少年自然の家です。指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しています。選定は企画提案公募型事業者選定方式により実施します。

今後のスケジュールは令和7年6月に指定管理者候補者の公募を行い、9月に指定管理者候補者の選定を行います。その後11月に区議会第4回定例会において、指定管理者の指定に関する議案を提出し、令和8年4月から新たな指定管理者による業務を開始します。

報告は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。こういった施設も、なかなか維持も大変になってくるような状況が社会的にあるのかなと考えております。ぜひ指定管理者公募につきましては、様々な工夫が必要かもしれませんので、他区の例などをお調べいただいているかと思っておりますけれども、様々な工夫をしていただきたいなと思いました。もし何かそういったことにつきまして、補足でお伺いできることがあれば、お伺いできればと思いました。

以上でございます。

学務課長

他区の事例は様々、少年自然の家として保有しているところもあれば、保養所として保有しているところもあるので、参考になる部分もあれば、なかなか参考にならない部分もあったのかなと思います。

軽井沢にある少年自然の家とすれば、練馬区があるのと、あと千代田区は今休止中なのですがけれども、一応千代田区もあるというところなんです。練馬区の内容も確認はしていますが、中野区の軽井沢少年自然の家と規模が違うので、なかなかイコールで対応することは難しいのかなとは思っていますけれども、今回の募集に反映するのは難しい部分はありましたけれども、引き続き、他自治体の少年自然の家は参考にしていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに、質問やご発言がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは最後に、事務局から次回の開催について、報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の開催は5月30日金曜日10時から、開催場所は第五中学校3階ドリームルームで  
ございます。

なお、諸事情により、急遽休会になる場合がございます。中野区ホームページにてご確認  
をお願いいたします。

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第14回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時16分閉会